

## 9月補正予算案について

- ① 物価高騰等に対する支援策
- ② 結婚新生活支援補助金
- ③ 農業者等への渇水対策支援

### ① 物価高騰等に対する支援策

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長引いていることを踏まえ、以下の支援（総額55,000千円）に係る補正予算を9月定例会に提出します。

#### 1. 子育て世帯への支援 45,540千円

##### ・高校生・大学生等の保護者に生活支援給付金

高等教育を受けている学生の保護者に対し、学生一人当たり2万円の給付金を支給。

【対象学生】16歳以上（～平成20年4月1日生）で申請時に各種学校等に在籍し、扶養となっている者（想定対象者：2,200人）

なお、「見附さぼ一た（※）」への加入促進を図るため、保護者と同居していない学生については「見附さぼ一た」への加入を必要とする。

【支給対象者】対象学生を扶養する保護者

【スケジュール（予定）】

令和5年9月下旬	16～18歳（高校生）対象世帯へ申請書送付 （19歳以上はホームページ等から各自で申請）
令和5年10月上旬	申請受付開始（10月6日広報10月号周知）
令和6年1月末日	申請書提出〆切（消印有効）

※見附さぼ一た：見附市にゆかりのある人、興味のある人で構成しており、現在約2300人が登録。見附の近況などをお知らせするさぼ一た通信の送付や毎年10～11月に東京で交流イベントを開催している。

#### 2. 事業者への支援 9,460千円

##### (1) デマンド型乗合タクシー事業者に燃料費等を支援 1,000千円

燃料費等物価高騰の影響を受けている市内デマンド型乗合タクシー事業者を支援  
デマンド型乗合タクシーの補助上限額の引上げ（1運行当たり普通車3,000円→3,500円。  
利用者負担額は変更なし）

##### (2) 土地改良区等に電気料を支援 8,460千円

省エネルギー化に取り組む土地改良区等に電気料高騰分を支援

対象は令和5年4月から9月までの電気料、前年同期との比較によって高騰分を算定

### 問

【高校生等の保護者支援に関すること】企画調整課 ☎0258-62-1700（内線313）

【デマンド型乗合タクシー支援に関すること】都市環境課 ☎0258-62-1700（内線161）

【土地改良区等支援に関すること】農林創生課 ☎0258-62-1700（内線224）

## ② 結婚新生活支援補助金

少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていますが、結婚や出産に踏み切れない理由の1つとして経済的理由等が挙げられます。このことから、婚姻直後の経済的不安を軽減するため、国の交付金と県の結婚新生活支援事業連携推進補助金と連携し、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用を支援する新規補助制度に係る補正予算案を9月定例会に提出します。

## 1. 事業概要

## (1) 対象者

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦
- ・見附市に住民登録を有し、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して市内に居住する意思があること
- ・令和4年分の夫婦の合計所得金額が500万未満であること
- ・夫婦双方の年齢が婚姻日において39歳以下であり、市税を滞納していないこと

## (2) 対象経費

①住居費	【購入】 購入費
	【新築・改修・増改築】 工事請負費
	【賃貸】 賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料
②引越費	運搬費

(3) 補助額：補助対象経費の 10/10

〔上限額〕婚姻日時時点で双方が 29歳以下 の新婚世帯：60万円

39歳以下 の新婚世帯：30万円

## (4) 事業予算：420万円（9月議会補正予算）

〔積算根拠〕4世帯（29歳以下）＋6世帯（39歳以下）を想定

## 2. 財源

国（交付金） 地域少子化対策重点推進交付金 （結婚新生活支援事業・ 都道府県主導型市町村連携コース）	県（補助金） 結婚新生活支援事業 連携推進補助金	見附市
280万円 （事業費の2/3）	70万円 （事業費の1/6）	<u>70万円</u> （事業費の <u>1/6</u> ）

## 3. 受付開始予定日

令和5年10月2日

**③ 農業者等への渇水対策支援（8月10日プレスリリース済）**

今年の梅雨明け後の干ばつ傾向の中で、農作物等の被害の拡大が懸念されています。これを受け、市内農業者等を対象とした渇水対策事業補助金に係る補正予算案を9月定例会に提出します。

**1. 仮設ポンプ使用時燃料経費支援事業 1,000千円**

【対象期間】令和5年8月1日から令和5年8月31日

【対象事業者】土地改良区、農家組合

【対象経費】農業用用水路等の共同施設へ補水のために用いたポンプ等の使用に係る燃料費

【交付金額】補助対象経費の2分の1以内（上限 1団体当たり10万円）

**2. かん水用機械等整備対策事業 1,000千円**

【対象期間】令和5年8月1日から令和5年8月31日

【対象事業者】農家組合、農業法人、農業者、養鯉業者

【対象経費】一定の要件を満たす補助対象事業者が、農作物及び錦鯉への干ばつ被害を軽減させるために行う対策に要する経費

【交付金額】補助対象経費の2分の1以内（上限 1団体当たり10万円）